

緑化計画書を
提出された方へ

民間施設緑化推進事業補助の申請について

1. 補助対象工事

- (1) 緑化計画書を届出した建築工事に付随する全ての緑化工事。
(ただし、可動式植栽を除き、緑化率が20%を超えていること)
- (2) 公共の道路沿いに延長3m以上の生垣を設けること。
- (3) 公共の道路から見える範囲に高木を設けること。
- (4) 原則として、補助金の交付後少なくとも5年間は伐採、撤退及び樹種の変更は行わないことが確実であること。
- (5) 補助対象が、他の公的補助金等（移転補償金等を含む）と重複していないこと。

2. 補助対象者

- (1) 緑化計画書の『届出済通知書』の交付を受け、対象となる工事を行う者。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 国・県その他公共的団体でない者。

3. 補助金額

- (1) 工事費の2分の1以内。（1000円未満切捨て）
※ 限度額は、屋上緑化を含む場合50万円、含まない場合20万円。

4. 申請に必要な書類

- (1) 民間施設緑化補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 緑化計画書の写し（植栽樹木等一覧表、緑化面積計算表も含む）
- (3) 工事設計図（植栽平面図等）
- (4) 位置図（ゼンリン地図等をA4サイズでコピーしてください。）
- (5) 工事費見積書又は計算書
- (6) 工事着工前写真（現況写真）
- (7) 市税納税証明書
※ 市民課で「宮崎市補助金交付申請専用」の市税証明書の交付を受けてください。
証明手数料として必要になる300円は自己負担をお願いします。
申請時点で宮崎市に所在しない方も申請してください。
- (8) 相手方登録申出書（市に口座が登録されていない場合）

5. その他

- (1) 申請書類は1部提出してください。
- (2) 申請時点で **植栽工事に着工している場合は対象外** とします。
- (3) 民間施設緑化補助金交付申請書には申請者の印鑑が必要です。
- (4) 民間施設緑化補助事業完了届には **領収書の写しの添付** が必要です。
- (5) 緑化計画の変更が生じた際には直ちに緑化変更計画を提出してください。

※注意 申請の際は事前相談が必要です。今年度の予算額を超えた時点で終了します。

【問い合わせ先】 宮崎市 都市整備部 景観課 花と緑の係

TEL 21-1817